

## 「校庭開放」及び「図書館開放」時の事故の補償制度について

応援団事業のうち、「校庭開放」及び「図書館開放」において利用者がケガ等をしてしまった場合に備え、区では【特別区自治体総合賠償責任保険】に加入しています。

ひろば利用者は、別途ひろば登録時に補償制度に加入していただいておりますが、ここでは校庭開放及び図書館開放のみを利用した際の補償について、【練馬区教育委員会事務局 こども家庭部 子育て支援課 学校応援団・開放係】の説明資料より抜粋してお知らせいたします。

### 【特別区自治体総合賠償責任保険】

#### ①補償保険(お見舞金)

・対象となる事故…特別区または特別区長が所有、使用または管理する施設における急激かつ偶然な外来の事故によって、住民等第三者が身体の傷害を被った場合に対象となります。

・お見舞金の種類と金額

最初の事故の日から180日を経過するまでの間の通院・入院・死亡・後遺障害が対象になります。

通院 6日以上 10,000円 ※通院5日までは対象になりません

入院 15日以下 10,000円

30日以下 20,000円

60日以下 30,000円

90日以下 40,000円

91日以上 50,000円

死亡・後遺障害 50万円限度

#### ②賠償保険

・対象となる損害…特別区が所有、使用、管理する自治体施設の瑕疵(欠陥)によって、住民等第三者の生命もしくは身体を害し(身体障害)、または財物を滅失、き損もしくは汚損(財物損壊)した場合において、特別区に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害が対象となります。

(令和6年4月 富士見台小学校応援団)